

スチュワードシップ・コードの実施状況にかかる自己評価(2023年10月～2024年9月)

原則	自己評価
原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	当社は、スチュワードシップ・コードに対する取組方針を策定し、公表しています。今後とも投資家の利益に資するよう、ガバナンスのあり方や社会の要請を踏まえ、適切に運営してまいります。
原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	当社は、利益相反管理方針を策定し、公表しています。投資先ファンドの選定過程や、ファンドの運用会社の議決権行使について、利益相反の排除を徹底するとともに、今後の商品ラインアップの変更や外部環境の変更等に対応して、必要に応じて方針の見直しを行ってまいります。
原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	当社は、投資先ファンドの運用会社がスチュワードシップ責任を適切に果たすため当該企業の状況を的確に把握していること、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに問題の改善に努めていることを、定期的なデューデリジェンスを通じて確認しています。
原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	また、議決権行使に関する考え方を議決権行使ガイドラインとして公表し、それに基づき投資先ファンドの運用会社の議決権行使が適切になされているかをモニタリングしており、特に重要と判断される議案については、その行使判断が、投資先企業の持続的成長に資するものであることを把握するために、ヒアリングを行うとともにその公表を求めています。
原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	当該期間においても、投資先ファンドの運用会社に対して、スチュワードシップ活動の実施状況、議決権行使基準の改訂内容およびその背景となる考え方、そして、個別性の高い議案については、行使結果および行使理由などを詳細にヒアリングしました。また、ファンドの投資先企業における女性取締役登用への取り組み姿勢の変化については、引き続き、重点的にヒアリングしています。なお、ヒアリング内容については取締役会での報告事項としております。
原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	当社は、スチュワードシップ活動全般に関する取り組みについて、定期的にウェブサイトでご報告しています（別紙をご参照ください。）。今後も適時・適切な報告を行ってまいります。
原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	当社は、投資先ファンドの運用会社と日頃より充実したコミュニケーションを図り、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づくスチュワードシップ活動が行われていることをモニタリングしております。今後も、モニタリングを通じてスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を養ってまいります。

スチュワードシップ活動に関する報告

当社が、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うファンドについて、投資先ファンドのスチュワードシップ履行能力のモニタリングを目的として、下記の活動を行いましたので、ご報告いたします。

【活動内容】

- ・ 投資先ファンドの運用会社の議決権行使状況の確認
- ・ 投資先ファンドの運用会社の企業との対話状況の確認

モニタリングにより、投資先ファンド、およびその運用会社のスチュワードシップ責任は、適切に履行されていると認識しております。

以 上